経済新聞（夕刊）　2015年（平成27年）6月11日（木曜日）
©日本経済新

証明書コンビニ交付拡大

住民票や印鑑登録…

来年度300自治体超

住民票の写しなどの証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスが広がっている。今年に入って東京都港区や大阪市などが導入、全国で100自治体に達した。社会保障と税の共通番号（マイナンバー）制度の開始に伴うシステム更新に合わせて始める例が多く、2016年度中には全体の約2割にあたる300自治体を超える見通し。早朝や深夜、休日も利用できるため住民の利便性は大きく改善しそうだ。

コンビニで交付が受けられるのは住民票の写しや印鑑登録証明、所得や納税など税証明、戸籍証明など。店頭の複合機で出力できるようになる。

マイナンバー控え

宇都宮市は10月、コンビニでの交付サービスを始める。住民サービスの向上を狙い導入を決めた。

16年1月からは神戸市、仙台市、川崎市、静岡市、同年3月には熊本市、17年1月からは千葉市がサービスを始める予定だ。都心部だけではなく、地方都市でも導入例が広がっている。

全国の自治体が運営する地方公共団体情報システム機構によると、サービスを導入する自治体は18年度時点で351自治体に増える見通しだ。実施時期未定の自治体を合わせると800自治体が導入または導入を予定しており、国民の8割の1億人余りが利用できる計算になる。

コンビニ交付は10年、東京都渋谷区、同三鷹市、千葉県市川市から始まった。現在はセブン-イレブン・ジャパン、ローソンやサークルKサンクス、ファミリーマートの大手4社はサービスに対応している。交付時間は午前6時半～午後11時。居住地以外の店舗でも交付を受けられるため、例えば、サラリーマンが昼休みに勤務先のそばのコンビニで必要な書類を受け取ることもできる。

住民の利便性は増すが、サービスを導入するために自治体が負担するシステム変更費用は平均で約2870万円（10～12年度の実施分）と重く、追随する自治体がなかなか増えないのが現状だった。マイナンバー制度への対応で自治体はシステムを改修する必要があり、これに合わせてコンビニ交付ができるようにする動きが広がっている。

コンビニ交付を計画する自治体は全人口の8割をカバーしている

（導入自治体数累計）

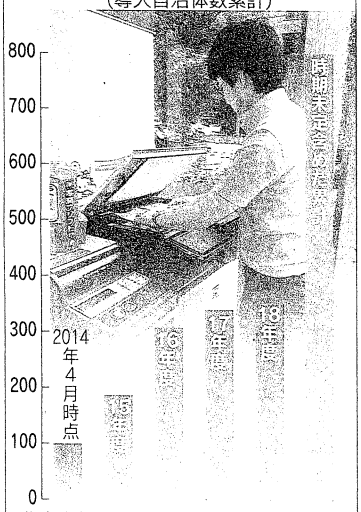

（注）地方公共団体情報システム機構調べ、14年4月は実績、15年度以降は予定

現在、コンビニで交付を受けるには、利用者登録をして住民基本台帳カードを持参する必要がある。マイナンバー制度の実施後は個人番号カードを使う。東京都港区ではサービスを始めた2月のコンビニでの発行枚数は492通だったが、その後は毎月1000通前後で推移しているという。